

広島県告示第四百九十六号

河川区域の変更によって、次のとおり廃川敷地等が生じた。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 河川 of 名称

一級河川太田川水系指定区間湯坂川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十九年九月十九日

三 廃川敷地等の位置

1 広島市安佐北区狩留家町字下中須賀三二二七番五

2 広島市安佐北区狩留家町字下中須賀三二四八番五

四 廃川敷地等の種類及び数量

1 種類

土地

2 数量

(一) ○・九八平方メートル

(二) 四十七・九五平方メートル